

今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）

平成7年9月20日付け諮問第24号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）」のうち、指針値算出の具体的手順の一部改定について並びにクロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンに係る指針値について、大気環境部会で検討を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1．指針値算出の具体的手順の一部改定について

指針値算出の具体的手順の一部改定について、別添1の健康リスク総合専門委員会報告を了承する。

2．クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンに係る指針値について

クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンに係る指針値の提案について、別添2の健康リスク総合専門委員会報告を了承する。

これに基づき、クロロホルム等3物質について、別表のとおり指針値を設定することとする。

別表 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

（注：別添1及び別添2は省略）

【経緯】

1．大気環境部会（旧大気部会）の審議経緯

平成7年

9月20日 第8回大気部会 諮問「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」

平成8年

1月20日 第11回大気部会 中間報告 同日 中間答申

10月18日 第15回大気部会 第二次報告 同日 第二次答申

- ・ 閾値のない物質に係る環境基準の設定等に当たってのリスクレベル
- ・ 有害大気汚染物質に係るリストの作成
- ・ ベンゼンに係る環境基準 等

12月18日 第16回大気部会 第三次報告 同日 第三次答申

- ・ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準

平成12年

12月19日 第32回大気部会 第六次報告 同日 第六次答申

- ・ 有害大気汚染物質に関するこれまでの取組の評価及び今後の対策のあり方について
- ・ ジクロロメタンに係る環境基準

平成15年

7月29日 第8回大気環境部会

7月31日 第七次報告 同日 第七次答申

- ・ 今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について
- ・ アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物に係る健康リスク評価について

平成18年

11月8日 第21回大気環境部会 第八次報告 同日 第八次答申

- ・ 指針値算出の具体的手順の一部改定について
- ・ クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンに係る指針値について

（注：第四次答申及び第五次答申はダイオキシン類に関する答申である。）

2．健康リスク総合専門委員会の審議経緯（第八次報告関係）

計2回開催

平成18年5月30日 第5回専門委員会

10月27日 第6回専門委員会